

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人丹緑会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。但し、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表1に定める額の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。また、非常勤の役員等に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日（但し、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、前日に支給）とする。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する

3 報酬等は、現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割り計算により支払う。この場合22日をもって1ヵ月として計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤の理事が次の各号の一に該当する場合には報酬とは別に通勤手当を支給する。

(1) 通勤のために交通機関を利用して、その運賃又は料金を負担することを常例とする場合

(2) 通勤のため自家用車その他の交通用具を使用することを常例とする場合

2 通勤距離が片道2キロメートル未満である者は、前項の規定にかかわらず支給しない。

3 通勤手当の月額額は別表第3により支給する。

(費用等の支給)

第8条 役員等が業務のために旅行する場合は、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(旅行等の承認手続)

第9条 役員等の旅行は理事長の発する旅行命令により行わなければならない。

2 出張に際しては、所定の「旅行命令簿」に、出張先、期日、用件、宿泊する場合は宿泊地等を記入し、承認を受けるものとする。

- 3 常勤の理事は、その日の勤務をもって通常の勤務に服したものとみなす。
- 4 非常勤の役員等は別表第2に定めるとおり報酬を支給する。

(旅行命令に従わない旅行)

第10条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により旅行命令に従って旅行することができない場合には、あらかじめ理事長に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後すみやかに理事長に旅行命令の変更の申請をしなければならない

3 旅行者が前期各項の規定による旅行命令の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合においては、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第11条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ実費額を支給する。

(旅費の計算)

第12条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、旅費概算(精算)請求書を当該旅費の支払をする者(以下「支払者という。」)に提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後5日以内に、当該旅行について旅費の精算をしなければならない。その精算の結果過払金があった場合

には、5日以内に当該過払金を返納しなければならない。

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃の他、急行料金
- (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金の他、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金の他、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第15条 運賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- 1 その乗船による運賃
- 2 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃の他、現に支払った寝台料金
- 3 第1号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金の他、特別船室料金
- 4 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金の他、座席指定料金

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき30円とする。但し、業務上の必要又は天災

その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(日当)

第 18 条 日当の額は 5,000 円とする。

2 前項の規定によらず、旅費行程が片道 50 キロメートル未満の旅行については、2,500 円を日当として支給する。

(宿泊料)

第 19 条 宿泊料の額は、旅行命令の範囲内で通常要する宿泊費の実費を支給する。

(端数の処理)

第 20 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、端数を切り上げて計算する。

(公表)

第 21 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 22 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成 29 年 6 月 26 日(評議員会の議決日)から施行し、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

別表第1 (職員と兼務しない常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 750,000 円
業務執行理事	月額 650,000 円
それ以外の理事	月額 550,000 円

別表第2 (非常勤の役員等の報酬)

内容	時間	報酬の額
理事会等会議への出席の他法人・施設業務の為の出勤	4 時間以内の出勤	15,000 円
理事会等会議への出席の他法人・施設業務の為の出勤	4 時間を超え、 8 時間以内の出勤	30,000 円

別表第3 (職員と兼務しない常勤の理事の通勤手当)

支給区分	通勤手当の額
片道 2 キロメートル未満	0 円
片道 2 キロメートル以上、10 キロメートル未満	4,100 円
片道 10 キロメートル以上、15 キロメートル未満	6,500 円
片道 15 キロメートル以上	11,300 円